令和7年度の主な 畜産物価格関連対策等

加工原料乳生産者補給金

1 事業の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳に対して補給金等を交付することにより、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図る。

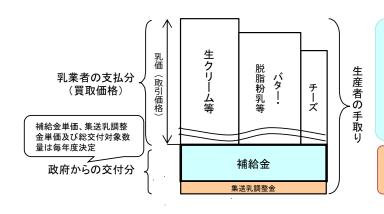
2 事業の内容

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳) を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付する。

- 3 事業実施主体 対象事業者
- 4 加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価及び総交付対象数量

生産者補給金単価 : 9.09円/kg 集送乳調整金単価 : 2.73円/kg 総交付対象数量 : 325万トン

5 所要額 38,463百万円



【補給金の要件】

- ○毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること ○年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という
 - 要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

- ○集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上(一 又は二以上の都道府県)の区域内で集乳を拒否しない
- ○集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

担当課 : 畜産局牛乳乳製品課

代表 : 03-3502-8111 内線 4933

担当者 : 伊藤、西村、沼澤

肉用子牛生産者補給金

1 制度の目的

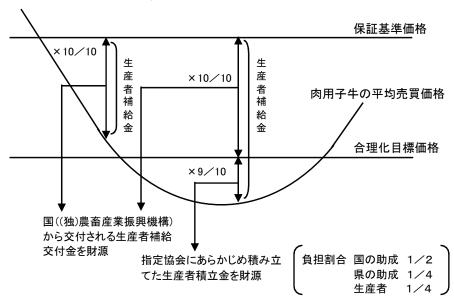
牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗しうる国産牛肉価格の実現を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、保証基準価格と合理化目標価格を設定し、子牛価格が低落した場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

2 制度の内容

肉用子牛(黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種)の平均売買 価格が、

- ① 保証基準価格を下回った場合には、その差額の10/10を国から、
- ② 合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を国、県、肉用子牛生産者の積立により造成した生産者積立金から、

生産者補給金として交付する。



- 3 事業実施主体 指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)
- 4 所要額 66,227百万円(定額、1/2)
- 5 業務対象期間 令和7~11年度

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課

代表 : 03-3502-5989 内線 4942

担当者 : 本間、水野

肉用牛肥育経営安定交付金

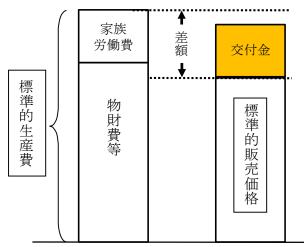
1 制度の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 制度の内容

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付する。

※交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を 交付金として交付

(交付金のうち1/4に相当する 額は、生産者の積立てによる積 立金から支出)

- 3 事業実施主体 (独)農畜産業振興機構(ただし、生産者の積立てによる積立金の 管理は、農林水産大臣が指定した者)、肥育牛生産者
- 4 所要額 97,726百万円(定額、3/4)
- 5 業務対象期間 令和7~令和9年度

担当課 : 畜産局企画課

代表 : 03-3502-8111 内線 4890

担当者 : 朝倉、西畑

肉豚経営安定交付金

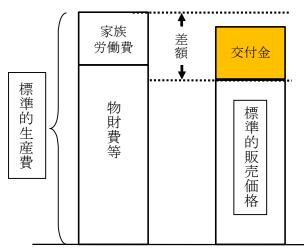
1 制度の目的

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った 場合に、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することによ り、養豚経営の安定を図る。

2 制度の内容

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交 付する。

※交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。



標準的販売価格が標準的生産費 を下回った場合に差額の9割を 交付金として交付

(交付金のうち1/4に相当する 額は、生産者の積立てによる積 立金から支出)

- 事業実施主体 (独)農畜産業振興機構、肉豚生産者 3
- 所要額 16,804百万円(定額、3/4) 4
- 業務対象期間 令和6年度~令和8年度 5

担当課 : 畜産局企画課

: 03-3502-8111 内線 4890 : 加藤、藤原

加工原料乳生產者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者からの拠出による積立金及び機構の補助金(生産者:機構=1:3)によりその一定部分を補塡し、加工原料乳生産者補給金制度と併せて、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳)の取引価格が補塡基準価格(全国の直近3年間の平均取引価格)を下回った場合に、 生産者に補塡金(差額の8割)を交付する。

3 事業実施主体 対象事業者

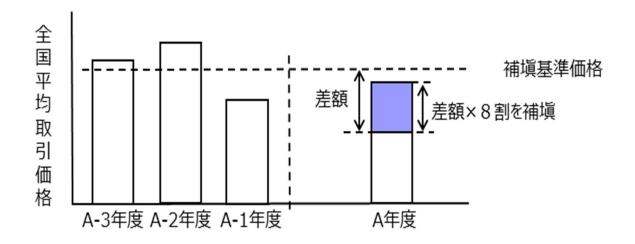
(参考)

基本的な仕組み

① 事業実施期間:令和7~9年度(3年間)

② 補塡基準価格:全国の直近3年間の平均取引価格

③ 補塡割合 :補塡基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



担当課 : 畜産局牛乳乳製品課

代表 : 03-3502-8111 内線 4933

担当者: 伊藤、西村、沼澤

酪農経営支援総合対策事業

1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農生産基盤・飼養環境改善の支援

(ア)後継牛確保のための環境整備(機器導入(カーフハッチ、分娩カメラ等)、つなぎ牛舎の改良)、飼養環境の改善、暑熱対策、育成牛等の事故率低減支援(ワクチン1千円/頭)、供用期間の延長支援(肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭)、飼料作物の不作から不足する飼料への支援(代替飼料の共同購入5円/kg)、(イ)労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援する。

(2) 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、(ア)経営離脱農家等を研修施設として活用した担い手の確保、(イ)将来にわたって持続可能な経営体の創出、(ウ)後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援する。

(3) 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、 人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、 ②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援する。

(4) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担軽減等を図るため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

(5) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

(6) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組、乳用牛の飼養管理に係る技術指導、調整交配等を支援する。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額(補助率) 4,566百万円(定額、2/3、1/2、1/3以内)

担当課 代表03-3502-8111

(1)の7、(4)、(5)の事業 畜産局牛乳乳製品課 内線 4933 担当者:平田、井戸

(1)暑熱等により不足する飼料への支援 畜産局飼料課 内線 4916 担当者:植木、湯淺

(2)のア,イ、(3)の事業 畜産局企画課 内線 4890 担当者:渡邊、宮原

(1)のイ、(2)のウ、(6)の事業 畜産局畜産振興課 内線 4923 担当者:松永、鈴木、安馬

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

- (1) 肉用牛生產基盤強化対策
 - ① 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入を支援する。 導入奨励金:6万円/頭、9万円/頭(希少性の高い牛)
 - ② 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎(育成牛の簡易牛舎を含む)や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対して支援を行う。
 - ③ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
 - ④ 多様な担い手の育成を支援する。
 - ⑤ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
 - ⑥ 和牛精液等の流通管理を周知・徹底する取組を支援する。
- (2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策
 - ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
 - ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進する取組や、購買者を誘致する取組を支援する。
- (3) 肉用子牛流通等対策
 - ① 家畜商組合等が行う、金融機関から借り入れた資金を活用した肉用子牛等の預託を促進するための奨励金を交付する。
 - ② 家畜商組合等が借り入れる預託牛の導入資金に係る債務保証及びその代位弁済を行う取組等を支援する。
 - ③ 肉用子牛等の流通の多様化を図るため、家畜商組合等による地域における優良 な肉用牛の集出荷体制等を改善する取組や、生産者が遠隔地の家畜市場からの購 入をサポートする取組を支援する。
 - ④ 肉用牛の流通体制の効率化等を図るため、輸送環境を改善する設備機器等の導入や中継拠点となる係留施設の整備、実証調査等の取組を支援する。
- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 所要額(補助率) 3,828百万円(定額、1/2以内等)

担当課 代表03-3502-8111

(1)の②、③、④の事業畜産局企画課内線 4890 担当者:朝倉、松野(1)の①、(2)の①の事業畜産局畜産振興課内線 4923 担当者:中村、坂口

(2)の②、(3)の事業 畜産局食肉鶏卵課 内線 4942 担当者:本間、福澤、野々口

養豚経営安定対策補完事業

1 事業の目的

我が国の基幹的な農業部門のひとつである養豚経営は、地域経済の活性化に重要な 役割を果たしてきたが、飼料価格の高騰や豚熱のまん延等から生産基盤の弱体化が危 惧されている。

このため、肉豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精や飼養管理技術の向上・ 習得のための研修会、アフリカ豚熱等リスク低減等を支援することにより、生産基盤 の強化を図る。

2 事業の内容

(1)集団的な肉豚能力向上支援

生産者集団等における、能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に資する一代雑種雌豚の導入、及び特色ある肉豚生産のため能力向上に資する種豚(ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種を除く)の導入経費に対して支援する。

(2) 生產性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上・習得のための研修会開催、先進的な経営改善の取組の調査や普及活動に対して支援する。

(3) アフリカ豚熱等リスク低減対策

種豚供給拠点の整備や出荷が困難となった肥育素豚の追加的な飼養等に対して 支援する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 217百万円(定額、1/2以内、1/3以内)

担当課:畜產局畜產振興課

代表 : 03-3502-8111 内線 4910

担当者:鈴木、松田

堆肥舎等長寿命化推進事業

1 事業の目的

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設(堆肥舎等)の長寿命化等を支援することにより、我が国畜産の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜排せつ物処理施設の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援

家畜排せつ物処理施設(汚水処理施設、脱臭施設を含む)の長寿命化のため地域の 実情に応じて補修の実証を行う取組や、遮水シート等を利用した簡易な堆肥化処理施 設を実証的に整備し、その整備方法・効果等を地域に普及する取組を支援する。

地域における家畜排せつ物の処理の拠点となっている堆肥センターの長寿命化のため、施設の老朽度調査の実施や、収益性向上計画の策定、再編合理化計画を策定する 取組等を支援する。

(2) 老朽化した家畜排せつ物処理施設の補改修等の推進支援

老朽化が進んでいる家畜排せつ物処理施設(堆肥舎、自動撹拌装置、鶏ふん焼却ボイラー設備、畜産バイオマス施設、脱臭施設・装置、汚水処理施設・装置等を含む)の補改修等の事例調査、畜産農家等の関係者への優良事例の普及等の取組を支援する。

(3) 畜産環境対策の推進支援

家畜排せつ物の利活用、悪臭防止や汚水処理などに係る調査・情報収集、畜産農家 等の関係者への普及等を行う。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額(補助率) 213百万円(定額、1/2以内)

担当課 : 畜產局畜產振興課

代表 : 03-3502-8111 内線 4853

担当者 : 山路、日髙、成毛

畜産高度化推進リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を、リース方式で支援することにより、我が国畜産業の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産整備リース事業

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への 対応に必要な施設、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸 付を行う。

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化 等に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

- 3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構
- 4 貸付枠 2,200百万円

担当課 代表03-3502-8111

(1)、(4)の事業 畜産局畜産振興課 内線 4853 担当者:山路、日髙、成毛

(2)の事業 畜産局食肉鶏卵課 内線 4943 担当者:香川、佐野(3)の事業 畜産局牛乳乳製品課 内線 4933 担当者:平田、井戸

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等、突発的な家畜の伝染性疾病の拡大による影響抑制のため取組等を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

- (2) 緊急時生產流通体制支援事業
 - ① 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業 HPAI 等や自然災害の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組 を支援する。
 - ② 緊急時食肉安全性等情報提供事業 口蹄疫、豚熱、HPAI等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の 収集及び消費者への普及を支援する。
- (3) 家畜疾病拡大影響抑制対策事業

突発的な家畜の伝染性疾病の拡大による影響抑制のため、全国協議会が行う、豚 熱経ロワクチンの導入・保管及び都府県協議会が行う、効率的かつ効果的な散布の 実証並びに省力化を図るための取組等に対して支援する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 1,548百万円(定額、1/2以内)

担当課 代表03-3502-8111

(1)の事業畜産局畜産振興課内線 4913担当者:露木、小崎(2)の①の事業畜産局食肉鶏卵課内線 4941担当者:赤松、佐藤(2)の②の事業畜産局食肉鶏卵課内線 4943担当者:香川、佐野(3)の事業消費・安全局動物衛生課内線4583担当者:瀧川、密田

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた 経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産 経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支 援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金

① 畜産リノベ資金 (大家畜・養豚特別支援資金)

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

貸付条件(利率は令和6年12月18日現在)

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)					
		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内		2 5 年以内	
	養豚	7年以内		15年以内	
うち据置期間		3年以内	以内 5年以内		
貸付利率			1. 4	0%以内	

注:経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

融資枠(令和5~令和9年度)

500 億円 (大家畜 450 億円、養豚 50 億円)

• 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

② 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

経営環境が厳しい大家畜経営に対し、3年間の負債償還額の借換資金を緊急的に融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

貸付条件(利率は令和6年12月18日現在)

償還期限 大家畜	25年以内
うち据置期間	5年以内
貸付利率	1.40%以内

融資枠(令和7年度)

①の融資枠(大家畜 450 億円)と共用 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

融資機関

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

貸付条件(利率は令和6年12月18日現在)

	140 1271 10 50E/					
	経営再開資金 (※)	経営継続資金	経営維持資金			
貸付限度額	個人:2,000万円 法人:8,000万円	(1 頭当たり、100 羽当たり) 乳用牛13 万円、肥育牛13 万円、繁殖用雌牛6.5 万円、肥育豚1.3 万円、繁殖豚2.6 万円、家きん 5.2 万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3 万円				
償還期限		7年以内				
うち据置期間		3年以内				
貸付利率	1. 3 2 5	%以内	1.40%以内			

※経営再開資金のうちクイック融資メニューについては、貸付限度額を手当金等の交付 相当額の範囲内とし、償還期限2年以内(一括償還)、無利子・保証料免除で支援。

融資枠(令和4~令和8年度)

60 億円

融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる 環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担 保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

事業実施期間

令和5~7年度

3 事業実施主体

(公社) 中央畜産会

4 所要額

911百万円

担当課 : 畜産局企画課

代表 : 03-3502-8111 内線 4896

担当者 : 葛西、酒井

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

肉用牛等の牛産基盤の強化が進む中、消費者に国産食肉を安定的に届けるため、 食肉流通関係事業者の経営体質の強化や流通の合理化の必要性が一層増している。 このため、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の 効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出等のための措置 を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安 全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1)食肉流通施設等設備改善支援事業

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理 施設における処理等の効率化、環境対策、衛生管理の高度化及び省力化に必要な設 備の導入を支援する。

(2) 食肉卸売経営に対する民間融資の円滑化

資金調達手段に乏しい中小食肉卸売業者等に対する民間融資の円滑化を図るた め、民間融資機関に対する信用力の強化を図る。

(3) 食肉流通経営体質強化促進事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナーの開 催、低利資金の融通、生産者との連携強化、食肉取引の円滑化、食肉卸売市場の決 済機能の強化、品質管理の高度化を図る取組等を支援する。

(4) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売 業者が一体となった加工品の試作や販路開拓等の取組を支援する。

- 3 事業実施主体 民間団体等
- 4 所要額(補助率) 2,667百万円

(定額、2/3以内、1/2以内、1/5以内、1/10以内)

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課

代表 : 03-3502-8111 内線 4943 担当者 : 香川、佐野

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉・せき柱について、食用・ 飼肥料等としての利用が禁止された。

その結果、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かすおそれが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うとともに、有効利用を促進することにより、と畜機能の維持及び食の安全・安心の確保を図る。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

牛肉骨粉の適正処分の推進のため、レンダリング業者における牛肉骨粉の製造経費、セメント業者・廃棄物処理業者における焼却処分経費等の一部を助成するとともに、牛肉骨粉を肥料向けに利用する事業者に対して処理促進費を交付。

(2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、牛せき柱の分別管理体制を整え、適切に牛せき柱を除去・管理している食肉事業者に対して、促進費を交付。

(3) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 5,669百万円

(定額、10/10以内、1/3以内)

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課

代表 : 03-3502-8111 内線 4942

担当者: 小野寺、佐治

畜産経営安定化飼料緊急支援事業

1 事業の目的

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の多くを占める配合飼料費の低減を図ることが重要である。

このような中、農業競争力強化支援法が施行され、本法において、農業者の努力だけでは実現できない良質で低廉な農業資材の供給等に向けた構造的な課題を解決するため、配合飼料製造業などの農業生産資材事業者の事業再編の促進が位置付けられている。

このため、配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進 し、配合飼料費低減等による畜産経営の安定・競争力強化を図る観点から、配合飼料 製造業関係者における検討、設備導入及び施設廃棄等の取組を支援する。

2 事業の内容

- (1) 工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討、計画策定の取組等を支援する。
- (2)農業競争力強化支援法に基づき農林水産大臣の認定を受けた事業再編計画により 実施する工場の再編・合理化等に伴う、
 - ① 設備導入に必要な資金の借入れに対する金利相当額の一部(利子助成率 1.25% 以内)
 - ② 施設廃棄等に必要な費用の一部を支援する。
- 3 事業実施期間 平成28年度~令和7年度(2の(2)の①の金利相当額の支援は令和7年度まで)
- 4 事業実施主体 民間団体
- 5 所要額(補助率) 149百万円(定額、1/3以内)

担当課 : 畜産局飼料課

代表 : 03-3502-8111 内線 4915

担当者 : 林、礒村、藤川

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

1 事業の目的

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大(パンデミック)等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば、地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開に向けて、政府の方針と協調し、被災畜舎・機械の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、代替粗飼料の共同購入、感染症発生農場への代替要員の派遣、肉用子牛の計画出荷や家畜伝染病の発生農家への互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を支援する。

2 事業の内容

- (1) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業等
 - ①簡易畜舎の整備、畜舎・飼養管理機械等の補改修、土砂・がれき等の撤去等に対する支援
 - ②緊急的な家畜等の避難に要する経費に対する支援
 - ③家畜の導入支援
 - ④乳房炎対策への支援
 - ⑤災害に伴う停電や断水への対応に対する支援
 - ⑥サイレージ品質低下防止対策に対する支援
 - ⑦代替粗飼料の共同購入に対する支援
 - ⑧経営者等の感染症発生時における代替要員の派遣、消毒等に対する支援
 - ⑨家畜市場での感染症発生に伴う肉用子牛の計画出荷に対する支援
- (2) 家畜防疫互助基金支援事業

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性 鳥インフルエンザ発生時の互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を行う。

- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 所要額(補助率) 3,280百万円(定額、1/2以内)

担当課 代表03-3502-8111

○事業参加等に係る問合せ

(1)①~⑤,⑧の事業(乳用牛) 畜産局牛乳乳製品課 内線4933 担当者:平田、井戸 (1)①~③,⑤,⑧の事業(肉用牛) 畜産局企画課 内線4890 担当者:朝倉、松野 $(1)(1)\sim(3)$ 、(5)、(8)の事業(豚) 畜産局畜産振興課 内線4910 担当者:鈴木、松田 (1)①,⑤,⑧の事業(家きん) 内線4910 担当者:信戸、小野 畜産局畜産振興課 (1)⑥,⑦ の事業(飼料) 内線4916 担当者:植木、湯淺 畜産局飼料課 (1)⑧の事業(飼料生産組織) 内線4916 担当者:野中、中村 畜産局飼料課 (1) ⑨の事業 畜産局食肉鶏卵課 内線4942 担当者:本間、野々口 消費·安全局動物衛生課 内線4582 担当者:岡村、髙山 (2)の事業 ○畜産の災害被害状況に係る問合せ 畜産局企画課 内線4896 担当者:金子、斎藤

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び 生乳流通改善緊急事業

1 事業の目的

酪農経営の安定には、生乳需給の安定を図る必要がある。バター・脱脂粉乳需給の不均衡が拡大しており、生乳需給の不安定化の一因となっている。 また、物流問題により、集送乳経費が引き続き上昇することが見込まれ、これらの課題に早急に対処する必要がある。

このため、生乳流通事業者等が行うバター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善や集送乳経費の合理化に対する取組を支援することで、酪農経営の安定に資する。

2 事業の内容

(1) バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援

バター・脱脂粉乳需給の不均衡を改善するための取組を行う生乳流通事業者に対し、18万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

(2) 集送乳経費の合理化への支援

物流問題へ対応するため、農協等と連携して、実態把握や改善策の策定等に基づく、集送乳経費の合理化に取り組む指定生乳生産者団体に対し、343万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

- 3 事業実施主体 生産者団体等
- 4 所要額(補助率) 1,659百万円(定額)

担当課: 畜產局牛乳乳製品課

代表 : 03-3502-8111 内線 4933

担当者: 伊藤、西村、沼澤

優良和子牛生産推進緊急支援事業

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意 欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組 む和子牛生産者を臨時的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準(下表)を下回っ た場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、 奨励金を交付する。

3公 毛打 扫	∸ %#±	黒 毛 和 種		6 1 万円	5 9 万円	58万円		
発動基		褐	毛	和	種	5 6 万円	5 4 万円	5 3 万円
(税辽	<u>S)</u>	その他の肉専用種		用種	36万円	3 4 万円	_	
必	要	取	組	数		2γ	3つ	4つ
奨	励	金	単	価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

<飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善	・疾病防止のワクチン接種	・疾病防止のワクチン接種
・添加物による栄養補助	・疾病の早期治療	・発情発見機等の活用
・駆虫・防虫対策	・栄養状態を強化する	・ 高度な栄養管理
・寒冷・暑熱対策	人工哺乳	
・牛体管理の徹底		

※1:黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖 縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均 +2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価 格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3:黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

令和7年4月から令和8年3月まで 4 実施期間

5 所要額(補助率) 66,227百万円の内数(定額)

代 表: 03-3502-8111 内線 4942 担当者: 本間、野々口

肉用牛緊急特別対策事業

1 事業の目的

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の 生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支 援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中で、食肉処理施設の必要な設備等の整備を進めなければ、我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがあることから、食肉処理施設にとって必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援することにより、食肉流通の円滑化を図るとともに、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国の畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格_{※1、2、3}が、発動基準(下表)を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー(下表)のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭(離島等_{※4}は5万円/頭)を交付する。

品種区分	発動基準	取組メニュー		
黒毛和種	61万円未満	① 地域内自給飼料の生産・利用		
褐毛和種	56万円未満	② 早期出荷に向けた地域内一貫生産		
その他肉専用種	36万円未満	③ 需給に応じた生産		

- ※1:黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値 70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算
- ※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック
- ※3:黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算 ※4:「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された 離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

(2) 食肉処理高度化緊急特別対策事業

既設の食肉処理施設において、施設の老朽化のため、2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽、冷蔵庫等の整備・改修を支援する。

- 3 事業実施主体 都道府県団体、農業協同組合等
- 4 実施期間 今和7年4月から令和8年3月まで
- 5 所要額(補助率) 10,000百万円(定額、1/2以内)

担当課:畜産局食肉鶏卵課 代 表:03-3502-8111 (1)の事業 内線 4942 担当者:本間、野々口

(2)の事業 内線 4943 担当者:香川、佐野